

医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大支援業務委託仕様書

1 事業の目的

成長性があり安定した需要を期待できる医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出や事業拡大をめざす県内企業を支援するため、セミナーや個別相談支援、事業計画策定支援から市場開拓に至るまで専門家による伴走型支援を実施し、支援された企業の医療・福祉機器等ヘルスケア分野における事業拡大を通じた雇用拡大をめざす。

2 委託事業の内容

(1) 委託事業名 医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大支援業務

(2) 委託期間 契約の日から令和7年3月7日（金）まで

(3) 業務内容

ア 医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大をめざす県内企業に対するアドバイザーによる支援

●医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大をめざす県内企業の事業計画策定支援、製品開発、医療機器メーカー等（※1）へのPR、市場開拓等について、医療・福祉機器等業界に精通したアドバイザーによる①から②の各支援を行うこと。①から②の支援回数（※2）の合計は40回以上とする。

なお、支援対象企業の選定にあたっては、県と協議をすること。

① 県内企業からの相談を受け付ける機会を設けた上で、県内企業からの医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大に関する相談に対し、アドバイザーによる必要な支援を行うこと。（6回以上）

② 県内企業に対し、医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大に向けた伴走型支援を10社以上実施し、県内企業による医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出、事業拡大の支援成果として、県内企業6社に対し、医療機器メーカー等とのマッチング（※3）につなげること。

なお、展示会の三重県ブース出展企業に対しては、事前（PR方法の指導等）、会期中（医療機器メーカー等の三重県ブース招致、商談への立ち合い等）、事後（商談のフォロー等）における市場開拓支援を行うこと。

社会情勢を鑑み、展示会への出展が困難な場合は、出展企業と同数程度の県内企業に対し、市場開拓支援を実施し、商談の機会を設定すること。

※1 医療機器製造販売業者、医療機器販売業者、福祉機器製造販売業者等

※2 業務連絡を除く訪問・WEB面談（概ね30分以上）、PRシート作成指導、企業からの依頼に基づくニーズ調査とりまとめ等による具体的な支援の回数

※3 取引実績のない医療機器メーカー等（これまでの取引実績とは別の事業分野である場合は別の企業とみなす）と見積依頼やサンプル・試作品の提供等取引に向けて両社が具体的なやり取りを行うこと

イ 県内企業に対する医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大をテーマとするセミナーの開催

●医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大に関心がある県内企業に対し、当該分野のビジネス展開に必要な知識やスキル、参入方法等をテーマとしたセミナーを県内の会場にて2回以上開催し、その企画・運営を行うこと。

① 講演テーマの設定、講師の選定、講師との連絡調整を行うこと。

なお、講演テーマや講師の候補は受託者から提案することとし、県と協議の上で決定するものとする。

② 開催にあたっては、県内企業と医療機器メーカー、並びに医療提供施設等との交流機会及びアドバイザーとの個別相談機会の設定に配慮すること。

③ チラシの作成、参加企業の募集、広報、当日の運営等を行うこと。

なお、参加企業の募集については県と協力して実施すること。

④ 外部講師を招致する際の講師謝金・旅費は受託者が負担する。

なお、外部講師の謝金については、原則1時間あたり3万円以内とする。

⑤ 会場の費用は、県が負担するものとする。

ウ 医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大をめざす県内企業に対して、医療機器メーカー等の製品・サービスを体験し、交流することができる機会の企画・運営を行うこと。

① 医療機器メーカー等の製品・サービスの開発・提供に係る方針に触れるとともに、製品・サービスを体験し、当該企業の社員等と交流することができる内容とする。

② 医療機器メーカー等連携先の選定、連携先との連絡調整を行うこと。

なお、連携先の候補は受託者から提案することとし、県と協議の上で決定するものとする。

③ チラシの作成、参加企業の募集、広報、当日の運営等を行うこと。

なお、参加者の募集については県と協力して実施すること。

(4) 委託業務にかかる経費

① 医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大をめざす県内企業に対するアドバイザーによる支援に係る経費

② 県内企業に対する医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大をテーマとするセミナーの開催に係る経費

③ 医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大をめざす県内企業に対して、医療機器メーカー等の製品・サービスを体験し、交流することができる機会の企画・運営に係る経費

④ その他、事業の実施に必要な経費

3 委託業務に関する成果品の提出

(1) 報告書 2部 (ワードまたはエクセル、パワーポイントで作成したもの)

(2) 報告書等電子データ 1式 (報告書、報告書概要版及び各種資料、議事録等の電子データを納品すること)

(3) 成果品の提出期限

成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれ

か早い日までに納品すること。

4 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるため留意すること。

5 特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。
- (3) 本事業は、別添「地域活性化雇用創造プロジェクト企画提案書総括表及び同プロジェクト企画提案書（抜粋）」に示された「②中小・小規模企業の高度・専門人材確保支援事業」として実施するものである。

事業の実施にあたっては、地域活性化雇用創造プロジェクトにおける実施要領および交付要綱に基づくとともに、2（3）ア、イ、ウの業務は、原則として同プロジェクトの対象業種である次の業種を主な対象として、業務を実施すること。

1. 製造業
2. 食関連産業

なお、本事業は地域活性化雇用創造プロジェクトとして実施されることから、当該事業利用企業に対し、事業に参画する企業には三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会（※4）への入会を促すよう努めることとする。

また、委託業務完了後は三重県から厚生労働省へ実績報告を行う必要があることから、提案者による見積書、受託者による事業計画書、完了報告書等の作成にあたっては、随時三重県から必要な記載事項等を指示するものとする。

- ※4 三重県地域活性化雇用創造プロジェクトの目的及び事業を支援し賛助するとともに、三重県内に事業所がある又は事業所を設置する予定のある企業が加入する組織。

6 その他

事業の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や業務詳細については、県と協議して実施するものとする。